

湯沢雄勝広域市町村圏組合やまばと園管理運営規則

平成30年3月22日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢雄勝広域市町村圏組合障害者支援施設設置条例(昭和55年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合やまばと園(以下「やまばと園」という。)の適正な管理運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 管理運営に関しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項の基準及び同条第2項の指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準によるほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害者支援施設等 法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (3) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (4) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。
- (5) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (6) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (7) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- (8) 支給量 法第22条第4項に規定する支給量をいう。
- (9) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (10) 法定代理受領 法第29条第5項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。

(運営方針)

第4条 やまばと園は、法の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設として、利用者の意向を尊重し、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するものとする。

2 やまばと園の従業者(以下「職員」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常

にその者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 やまばと園は、指定障害福祉サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 やまばと園は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うものとする。

(職員の職種、職務内容及び員数)

第5条 やまばと園には厚生労働省の定める職員の配置の基準に対応し、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 医師
- (3) 看護師
- (4) サービス管理責任者
- (5) 生活支援員
- (6) 栄養士
- (7) 調理員
- (8) 事務員
- (9) 業務員
- (10) 相談支援専門員

2 職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定障害福祉サービスの実施に関し、必要な業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者に対し、健康管理及び医療的措置を行う。
- (3) 看護師は、利用者の健康管理及び看護業務を行う。
- (4) サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、断続的な評価等を行い、施設サービスの内容及び実施の手順に係る管理を行う。
- (5) 生活支援員は、必要な日常生活上の支援、相談、介護等を行う。
- (6) 栄養士は、利用者の身体の状況に応じた食事サービスについての献立を作成し、利用者の栄養管理及び調理指導を行う。
- (7) 調理員は、利用者に対する食事の提供を行う。
- (8) 事務員は、やまばと園の運営に必要な事務を行う。
- (9) 業務員は、ボイラーの管理、公用車の運転等の業務を行う。
- (10) 相談支援専門員は、必要なサービス利用計画の作成を行うとともに、利用者及び家族並びに地域社会の各種相談に関する業務を行う。

3 第1項各号に規定する職員の員数は、秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第72号)に定める基準に従い配置するものとする。

(職員の規律)

第6条 職員は、やまばと園の運営方針に則り、正しい知識と深い愛情をもって利用者の支援と指導に当たり、絶えず問題意識を持ち創意工夫をこらして職務に専念しなければならない。

2 職員は、福祉施設職員としての自覚と誇りを持ち、品位を汚す行為をしてはならない。

3 職員は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を部外に漏らしてはならない。

(障害福祉サービス事業の種類及び定員)

第7条 やまばと園で行う障害福祉サービス事業の種類及び定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業 50人
 - (2) 指定就労継続支援B型事業 10人
 - (3) 施設入所支援事業 60人
 - (4) 指定短期入所事業 8人
- (サービス利用計画の作成等)

第8条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、サービス利用計画の作成及び定期的なモニタリングを実施するものとする。

(支給決定障害者等から受領する費用及びその額)

第9条 やまばと園は、指定障害福祉サービスを提供した際は、法第29条から第31条までの規定により、当該指定障害福祉サービスに要した費用の支払を受けるものとする。

(やまばと園が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲)

第10条 やまばと園は、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けるものとする。

- (1) 食費
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費
- (4) 嗜好品費
- (5) 教養娯楽費
- (6) 理美容費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定障害福祉サービスの提供)

第11条 やまばと園は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等必要な事項を確認するものとする。

2 やまばと園は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 やまばと園は、サービスの実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。また、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、利用申込者の援護の実施者たる市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講ずるものとする。

4 やまばと園は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、その家族、市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(指定障害福祉サービスの利用手続)

第12条 やまばと園は、指定障害福祉サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規則の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサー

ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第13条 やまばと園は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

2 やまばと園は、障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 やまばと園は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況、事故に際してとった処置等を速やかに秋田県、関係市町村、当該利用者の保護者等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 やまばと園は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第15条 やまばと園は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びやまばと園の施設入所支援事業を円滑に利用することができるよう努めるものとする。

(協力医療機関等)

第16条 やまばと園は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力精神医療機関を定めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 やまばと園は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 やまばと園は、当該施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 やまばと園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知するものとする。

2 やまばと園は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持等)

第19条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 やまばと園は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約

の内容とする。

- 3 やまばと園は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第20条 やまばと園は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、その内容を掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 やまばと園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う苦情に係る事情の調査又は苦情の解決のあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第21条 やまばと園は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 やまばと園は、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第22条 虐待防止に関する責任者は、園長をもって充てる。

- 2 やまばと園は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 やまばと園は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 やまばと園は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 3 やまばと園は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 4 やまばと園は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 5 やまばと園は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを完結した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。